

○財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年五月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百七十回、第二百七十一回、第二百七十二回、第二百七十三回、第二百七十四回及び第二百七十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十五回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十一回、第五十六回、第六十五回、第七十回、第七十二回及び第七十四回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次				

（利付） 第十回 二十年 国庫債券	（利付） 第十回 二十年 国庫債券	（利付） 第十回 二十年 国庫債券	（利付） 第十回 二十年 国庫債券	（利付） 第十回 二十年 国庫債券	（利付） 第十回 二十年 国庫債券	名称及び記号
一・四%	一・五%	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	利率（年）
平成二十二年十月二十七日	平成二十二年十月二十七日	平成二十二年九月二十七日	平成二十二年九月二十七日	平成二十二年六月二十七日	平成二十二年六月二十七日	償還期限
三百二十三億円	百五十三億円	三十六億円	百十八億円	九十六億円	二百五十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象 国債の 平均値
 元 利 回 りの 日本銀行
 払 場 所 支 日本銀行
 十九 入 札 参加 者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払 込 期 日 平成二十一年五月二十六日

（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 五）債 回 券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %
十年平 日十成 二三 月十 二十六	日年平 九成 三月 二十六	日年平 六成 三月 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 六成 三月 二十四	一年平 日六成 三月 二十三	二年平 日三成 三月 二十三	十年平 日一成 三月 二十二	一年平 日九成 三月 二十二	日年平 三成 三月 二十二
十五 億 円	六十 一 億 円	円百 四 十六 億	十一 億 円	二 億 円	十五 億 円	六十 億 円	十三 億 円	五十 二 億 円	円百 四 十六 億